

主な内容

中央図書館ファブスペース
オープニングイベント ほか 7面

地域猫活動 ほか 8面

発行/浦安市
所在/〒279-8501 千葉県浦安市
猫実一丁目1番1号
編集/企画部広聴広報課
☎047-351-1111(代表)
<https://www.city.urayasu.lg.jp>

市の人口と世帯 人口=170,653人(-89) 男=82,767人(-82) 女=87,886人(-7) 世帯数=85,077世帯(-13) 令和6年2月末現在()は前月比

各記事に掲載しているIDを市ホームページの「広報ページID検索」に入力すると、該当のページが出ます。これにより、記事を探す手間を省けます

子育て応援!

一時預かり 病児保育を 活用ください

子育てをしていると、時には誰かの手を借りることが必要な場面も出てくると思います。保護者の皆さんをサポートする、お子さんを預かる制度が多数ありますので、上手に活用しましょう。



ご存じですか? 一時預かり

問 保育幼稚園課 ☎712・6441
ID 1000813



市では、市内在住のおおむね生後4カ月から未就学の児童を対象に、家庭で一時的に保育ができない場合に、3時間以内の短時間から、半日または1日お子さんをお預かりする一時預かり保育を行っています。
市内16の施設で利用ができ、大きく分けて3つの種類の施設があります。いずれの施設も初めて利用する場合は、施設ごとに事前の利用登録が必要です。

理由を問わない一時預かり(半日・1日利用)

東野の総合福祉センター2階にある「保育室ゆるり」と、明海のドクターズベイにある「子育てテラスふらっと」の2つの施設で利用できます。

対象 ▶ 保育室ゆるり……………生後4カ月～2歳児
▶ 子育てテラスふらっと……………生後3カ月以上の未就学児

理由を問わない一時預かり(短時間利用)

市立幼稚園3園(富岡・日の出・青葉)にある「すまいるルーム」と、猫実にある「保育室アリエ」の4施設で行っています。1日3時間まで1時間単位での利用ができます。

対象 生後4カ月以上の未就学児

非定型・緊急・私的事由による一時預かり(半日・1日利用)

家庭で保育している方を対象に、就労・就学により家庭での保育が困難な場合(非定型保育)や、事故・傷病などの緊急を要する場合(緊急保育)、また、リフレッシュや育児負担の軽減を目的(私的事由による保育)に、子どもを一時的に保育園、認定こども園でお預かりします。次の10の施設で利用できます。

- ▶ 東野保育園(東野一丁目) ▶ 高洲保育園(高洲二丁目)
- ▶ 浦安駅前保育園(猫実四丁目) ▶ しおかぜ保育園(富士見四丁目)
- ▶ ポピンズナーサリースクール新浦安(入船一丁目)
- ▶ 弁天保育園(弁天一丁目) ▶ 愛和元町保育園(堀江五丁目)
- ▶ ポピンズナーサリースクール浦安(北栄三丁目)
- ▶ 渋谷教育学園浦安こども園(明海五丁目)
- ▶ 新浦安さらさら保育園(明海二丁目)

対象 生後4カ月以上の未就学児

共通

半日・1日利用 ▶ 3歳児未満…1日2200円、半日1100円 ▶ 3歳児以上…1日1000円、半日500円
※昼食・おやつを利用する場合、別途、料金がかかります

短時間利用 ▶ 1時間…無料 ▶ 2時間…500円 ▶ 3時間…1000円
※利用は1時間単位(最大3時間)。迎えに遅れた場合は超過金として30分で300円を徴収します

利用者インタビュー



早川さん(富士見在住)

週1～2回、非定型保育を利用しています。仕事をしているので、仕事のために利用しています。希望する保育園に入れなかったため、預かってもらえてとても助かっています。子どもも、最初は行くのを嫌がるときもありましたが、今はお迎えに行くのが楽しくなりました。うれしく思っています。



根岸さん(東野在住)

非定型保育で週3回一時預かりを利用しながら、希望する保育園に空きが出るのを待っています。平日自宅などで仕事をしながら子どもの成長を見ることができ、結果的に良かったと思っています。一時預かりは日によって預かりの子どもが変わるためいろいろな環境に慣れることができますし、人数が少ないので落ち着いた環境で過ごせることも魅力です。

スマホでいつでも予約ができるようになります

4月利用分から、一時預かり施設共通の予約サイトが利用できるようになります。スマートフォンやパソコンを使って、施設ごとの予約開始日から予約が可能です。保育室ゆるり、子育てテラスふらっと、保育室アリエを利用している皆さんも、新しい予約サイトをご利用ください。また、各施設とも、これまでどおり電話での予約も可能です。
※一部施設では電話のみの予約となる場合があります。共通の予約サイトから予約ができるようになる時期は、施設によって異なる場合があります

一時預かりまでの流れ

利用したい日が決まったらスマホで予約

短時間利用は利用日の前日から、半日・1日利用の場合はおおむね利用日の1カ月前から前日までに、電話または予約専用サイト <https://w206020101.azukari.hoic.jp/my> (右記二次元コード) で予約してください。施設の空き状況を確認しながら予約ができます。



予約ができたら利用日までに面談

初めて利用する施設の場合、事前に利用の登録が必要です。予約の際に、面談の予約も一緒にしておきましょう。

利用当日は忘れ物に注意!

年齢や施設によって持ち物は異なります。登録時にお渡しする、利用時に用意する物の一覧表などをご確認のうえ、お気を付けて施設へおいでください。

病児保育を拡充します

問 保育幼稚園課 ☎712・6441
ID 1000810



これまで、浦安中央病院の「ぱんだルーム」と、順天堂大学医学部附属浦安病院の「みつばち うらやす」の2つの施設で病児・病後児保育を行ってきました。4月から新たに、「ポピンズナーサリースクール新浦安」と「ポピンズナーサリースクール浦安」で、これまで行ってきた病後児保育に加え新たに病児保育を開始し、病児・病後児保育施設を4施設に拡充します。また、これまでどおり、訪問型病児・病後児保育利用料の一部を補助していますので、いざというときのために、ご家庭で利用方法などを確認しておきましょう。

病児・病後児保育って?

病児保育は病気の急性期にある子どもを預かり、病後児保育は回復期にある子どもを預かる事業です。ポピンズナーサリースクール新浦安の「アクアルーム」と、ポピンズナーサリースクール浦安の「ポピンズルーム浦安」では、これまで回復期の子どもを対象とする病後児保育のみ行ってきましたが、急性期の子どもをお預かりする病児保育もできるようになります。

ご注意ください

「ぱんだルーム」と「みつばち うらやす」は病院の施設ですが、「アクアルーム」と「ポピンズルーム浦安」は保育園内の施設のため、専属の看護師が常駐し、協力医療機関や指導医の協力のもと、病状が急変した場合などに備えています。保育園内の施設での病児保育の利用には一定の条件がありますので、詳しくは、お問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症への対応

病児・病後児保育は、新型コロナウイルス感染症に感染している場合、または感染の疑いがある場合には、受け入れを行わないこととしています。皆さんのご理解とご協力をお願いします。なお、感染拡大防止の観点から受け入れ人数を縮小している場合もあります。詳しくは、各施設へお問い合わせください。

- 時・所** ▶ みつばち うらやす(富岡2-1-1)、ポピンズルーム浦安(北栄3-27-13) ……月～金曜日午前8時30分～午後5時30分
▶ ぱんだルーム(東野3-4-11)、アクアルーム(入船1-2-1) ……月～金曜日午前8時～午後6時
※いずれも祝日、年末年始を除く。ぱんだルームのみ土曜日午前8時～午後0時30分も開室
- 対象** 次のすべての要件に該当するおおむね生後57日目～小学生
▶ 病気や病後回復期のため集団保育が困難である
▶ 保護者の労働や疾病その他の事由により、家庭で保育を受けることが困難である
▶ 市内在住、または市内認可保育所などに在籍している
- 費用** 1日2500円(土曜日(ぱんだルームのみ)は1250円)
※生活保護受給世帯は無料、予約時に申し出てください。また、ご利用時に生活保護受給証を提示してください
- 申込** 電話で各施設へ
※インターネットでの予約が4月から順次利用できるよう準備を進めています。あらかじめ「利用登録書」(市ホームページからダウンロード)を施設に提出して事前登録をしておくと、利用申請がスムーズにできます。ご利用の際は、かかりつけ医などによる「診療情報提供書」(市ホームページからダウンロード)の提出が必要です。詳しくは、各施設へお問い合わせください。また、予約の際の申請様式などは、直接施設でお受け取りください
- 問** ▶ みつばち うらやす……………☎382・8001
▶ ぱんだルーム……………☎352・2119
▶ アクアルーム……………☎304・2175
▶ ポピンズルーム浦安……………☎711・4239

活用ください

訪問型病児・病後児保育利用料の一部を補助しています

市では、ベビーシッターの派遣などによる訪問型病児・病後児保育サービスを利用した児童の保護者が負担する費用の一部助成を行っています。

- 対象** 市内在住の生後57日目～小学生
- 内容** 病気または病気などの回復期にある子どもを保護者などが保育できない場合に利用したベビーシッターの派遣による病児・病後児保育サービスの保育利用料の保護者負担額の半額(1円未満切り捨て)を、児童1人あたり年度につき5万円を限度に補助
※ベビーシッターなどの利用日の前後7日以内に、医療機関を受診していることが必要
※利用日時点で生活保護受給世帯は全額を補助
- 対象事業者** (公社)全国保育サービス協会に加盟している事業者
※病児保育に対応していない事業者もありますので、各事業者については、公益社団法人全国保育サービス協会ホームページ加盟会社リスト <http://www.acsa.jp/htm/joining/list.htm#area08> をご確認ください
- 申込** 申請書《保育幼稚園課(市役所2階)》で配布、または市ホームページからダウンロードを、直接、保育幼稚園課へ
※詳しくは、市ホームページをご覧ください

ID 1032552

